

航空機製造事業法施行令の一部を改正する政令案要綱

## 第一 航空工場検査員の要件

航空工場検査員の要件を、航空機又は航空機用機器（以下「航空機等」という。）の製造又は修理に係る許可事業者が実施する航空機等の製造又は修理に関する研修として経済産業省令で定めるものを受け、かつ、航空機製造事業法第十六条に規定する製造工場又は修理工場において三年以上航空機等の製造又は修理に関する経済産業省令で定める事務に従事した者とすること。

（第四条関係）

## 第二 施行期日

この政令は、公布の日から施行するものとする。

（附則関係）